

■ 市長から市民のみなさんへ

市長 白井博文



■ 公務員の争議権について

先日、全国市長会の理事・評議員合同会議に出席しました。国の内外を問わず政治・経済の難問が山積する中で、私たちは激動の時代に生きていることを改めて痛感しました。今の時代の激動ぶりについては、みなさんもマスコミなどでご承知のとおりです。

全国市長会は、日々住民と対面しながら地域福祉の向上のため、政治の最前線で精一杯がんばっている市長の全国組織として、同日の会議で国に対する多くの要望事項を採択し、関係省庁へ要請したところ です。

当面の政治課題の中でほとんどの市長が反対したのが、人事院（人事委員会）制度を廃止し、公務員に民間同様の争議権を与える公務員制度の改正についてでした。公務員にも国、地方を問わず給与等の勤務条件について、当局との団体交渉権や団体交渉の裏付けとしてストライキなどを行う争議権を認めたいというのが国（現在の政府）の考え方で、さらに慎重な検討が必要だとする地方6団体（全国知事会・全国市長会など）の要請を振り切り、既に法案化しているとのこと です。

ちなみに国家公務員についてですが、最高裁判決（昭和48年4月25日）は次のように判示し、公務員の争議権を完全に否定しています。「公務員が争議行為を行うことは、その地位の

特殊性と職務の公共性に反するばかりでなく、公務の停廃によって、国民全体の共同利益に重大な影響をおよぼすので、その労働基本権を必要やむを得ない限度で制限することは、十分合理的な理由がある。公務員の勤務条件は、国会の制定する法律、予算によって定められるから、公務員が政府に対して争議行為を行うことは外的外れであって、国会の議決権を侵すおそれがあるし、また、使用者によるロックアウトや失業の可能性がなく、市場の抑制力が働かない。人事院制度による代償措置も講ぜられている。」

この争議権否定の理由付けは地方公務員にもそのまま当てはまります。

法案には、消防や警察も含まれているとか。市役所、消防それに警察の玄関先に「ただ今、スト決行中」。こんな掲示が出るなんて想像がつきません。市民のみなさんは、どのようにお考えでしょうか。



対話の日 12月22日(木) 19:00 ~
青年の家